

(仮称)河合町まちづくり基本条例(案)に係る意見等と考え方

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
1	全般		まちづくり基本条例という名称がどうしても都市計画法のイメージが強いので、住民自治基本条例という名称に変更していただきたい。	1	審議会では、条例の名称を「河合町まちづくり自治基本条例」にしました。 ひらがなの「まちづくり」という言葉はなじみが良いこと、地方自治が住民自治と団体自治の両輪で成り立つもので、この条例にも、町民、町議会、行政、それぞれに関することが定められていることから、「まちづくり」と「自治」を併せて「河合町まちづくり自治基本条例」とすることになりました。
2	全般		最初のほうで最高規範であるということを明記したほうがよいではありませんか。	1	最高規範であることは、「前文」に明記しています。
3	全般		丁寧語の条例にした意図は何ですか。	1	町民が、まちづくりの主体として行政と議会と連携してまちづくりを進めることから、町民に分かりやすいと同時に町民が自らの言葉で語ったという表現にしようということです。
4	全般		基本条例の中で町民が参画していくための手法とか組織は、まちづくり協議会で議論していくという理解でいいのですか。	1	第4条第1号で参加、参画と協働の原則を定めています。 この原則に基づき、14条で、重要な条例、計画等の策定及び改廃に当たっては、適切な時期に多様な手段で町民の参加、参画を図るとしており、この規定により審議会等へ参加していただく方法や、第19条、これまでの大字、自治会活動を通じて意見をいただく方法、さらに、第18条で新たにすることができるとしたまちづくり協議会や、第15条、町民公益活動団体等からも、主体としての責任を持ちながら参加参画していただくというイメージを持っています。
5	全般		逐条解説に町民、議会、町というふうな三権分立的な図を入れたらどうか。 また、住民への周知のためにパンフレットとかも作ったほうがいい。 全体的に条文の言い回しが長すぎる。もっと端的に簡単に表現すべきではないか。	1	ご提案の趣旨の図は4頁に掲載しています。 また、町民に分かりやすい、理解しやすいものにするために、条例案の紹介という冊子を作っています。 言い回しにつきましては、審議会では、あれも盛り込みたい、これも盛り込みたいという意見がありましたが、精査して最小限の表現にとどめました。 今後、条例の見直しに併せて検討します。
6	全般		今日の意見を審議会に諮った結果について、公表前に再度議会に回答していただきたい。	1	各議員からいただいたご意見、パブリックコメント、タウンミーティング等により町民からいただいたご意見については、審議会でご意見に対する対応や回答を検討し、ホームページで公表させていただく予定です。 併せて、議会に対しても提出させていただきます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
7	全般		回答を事前にもらえたら、俺こんなこと言うてへんやんかとかあるかもしれん。だから、公表する前に回答をいただけるならば、こういう場を持っていただきたいと思います。	1	議員説明会での各議員の意見を取りまとめた資料を議会に提出します。
8	全般		この条例で何を具体的にすすめていくのか	1	この条例に基づき、参加・参画と情報共有、協働によるまちづくりを進めていくことになります。 例えば、重要な計画や条例等の策定には、パブリックコメント等の方法により、町民の意見を聞いたり、審議会委員として、一般公募委員を加える等、町民がまちづくりに参加、参画しやすい環境が整えられていくこととなります。 また、まちづくりに関する情報も、多様な方法で提供されることとなります。
9	全般		理念だけでは未来が見えない。	1	この条例では、まちづくりや行政運営の基本理念や基本原則を定め、それに基づいた町民、町議会、行政の権利、責務、行動の方向性を定めています。 その意味で、「理念条例」と言えるかもしれません。 しかし、この条例の理念・原則に基づき、様々な計画や、条例、規則等が作られることになるため、具体性、実効性は順次担保されていきます。 河合町のまちづくりの方向性や具体的な施策は総合計画(現「河合愛A I構想」)において定められています。
10	全般		住民参加を促すことの具体策を示してほしい	1	町民参加を促す手法として、審議会等委員の公募や町民アンケートの実施、タウンミーティング、パブリックコメントといったものがあります。 参加の内容によって使い分けていくことになります。 また、町民参加の基盤は情報共有です、第4条(基本原則)第3号に、情報共有の原則が明記してあります。
11	全般		町民に責任を押しつけることになりませんか？	1	この条例は、町民の責務を規定するだけでなく、町長を代表とする執行機関や町職員、さらに町議会や町議会議員の責務も明確に規定することで、それぞれの役割分担や協働のあり方を定めるものです。 町民だけに責任を押し付けるものではありません。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
12	全般		町に必要なから条例にしたのでは？ 前文にしか「らしさ」がないのはおかしくないですか。	1	「前文」や「第7章 生涯学習及び文化のまちづくり」に河合町らしさがあります。 河合町には、先人が守り、育て、培ってきた大塚山古墳群等の歴史遺産や砂かけ祭り等の伝統行事等、多くの有形無形の文化財があります。これは町民のアイデンティティ、心のよりどころともなるものであり、その重要性を認識し、保存するだけでなく周知、活用して生活を豊かにし、町の魅力をアピールし、次世代へ継承することが必要です。 また、生涯学習や文化のまちづくりを定めた条文は、全国的には珍しい項目ですが、河合町のまちづくりには欠かせない視点であることから条例化したものです。
13	全般		弱者に対する文言を入れてほしい。 障がい者条文を	1	条例第3条(基本理念)では、基本的人権が守られ、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全で安心して暮らすことができる持続可能なまちをつくることを第1号に明記しています。 この条例は、まちづくりや行政運営の基本理念や基本原則と、町民、町議会、行政の権利、責務、行動の方向性を定めるものです。 具体的な方向性や施策は、この条例の趣旨を踏まえて、障がい福祉計画等の個別の計画で定めることになります。
14	条例案	前文	条例制定の背景がよくわかりました。全国的な課題となっている少子高齢化や財政難等に市町村としても対応が必要であり、それを具体化し新たなまちづくりのあり方を考える契機となりました。 前文にある「町民による住民自治と町議会・行政による団体自治とが有機的に連携し…」とありますが、有機的な連携とは何かが重要と考えています。例えば、登下校の見守り活動であれば、ボランティア、保護者やPTA等が主体ですが、行政としては、月二回の立哨やボランティア保険加入費用負担等を行っています。 そのような役割分担が、今後ますます重要になってくると考えます。そこで、役割分担をどのように行うのか(中心になる主体が調整する、当事者間で話し合う、ワークショップのような場で話し合う等)が課題になると考えます。 今後は、有機的な連携のあり方を具体的に検討していく必要があるのではないかと考えました。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
15	条例案	前文	「大和川の水運を利用した産業」は、何時の時代のどのような産業なのか、もう少し説明してほしい。	1	安土桃山時代の末期、慶長5年(1600年)5月に片桐且元が平群郡立野村安村喜右衛門に命じて、領内の米を大坂に運搬させたことから、大和川舟運が制度として確立しました。その後、明治25年(1892年)に大阪鉄道が開通すると衰退し、幕を閉じました。 大和川舟運では、大和から米・木綿を大坂(大阪)へ運び、大坂(大阪)から干鰯等の肥料が運ばれました。大和川を利用した運送業は、近世大和の農村の発展に寄与しました。 また、『日本書紀』『万葉集』等の史料から、大和川を利用した物資の運搬は、具体的な説明はされていないものの、飛鳥時代・奈良時代にもあったと考えられています。 「穴闇」の地名は「長倉」に由来するとされ、この地域に川港と倉庫群があったと推定されています。 このような倉庫群は他地域での事例から、さらに古墳時代にまで遡る可能性もあり、水運を司った人々が大塚山古墳群の被葬者ではないかと考えられています。
16	条例案	前文	「安心安全」と第6条2他の安全、安心とは意味合いが異なるのか。	1	意味合いは同じものです。 文言を「安全、安心」に統一します。
17	条例案	第2条(用語の定義) 第1号	町民の定義で、「町内に居住する者」、「町内で働く者」、全て漢字になっているが、ひらがなの「もの」は個人、法人、団体を含み、漢字の「者」は個人だけを含むと学んできました。 「町内で事業活動、その他の活動を行う者」には、法人も含んでいると思うので、ひらがなと漢字の使い分けが必要ではないですか。	1	ご意見を踏まえ、「者」と「もの」を区別し、逐条解説書案に説明を追加します。 (1)町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有するもの又は関心のあるものをいいます。 (逐条解説書案) 「者」と「もの」について 「者」は法律上の人格を有する個人と法人を意味します。 また、「もの」は個人、法人のほか、法人格のない社団、財団等を含みます。
18	逐条解説書案	第2条(用語の定義) 第1号	附記では、ふるさと納税の寄附者を入れているが、ここまで書くのであれば、例えば町外在住で町内に固定資産を持ち、固定資産税を納付している人も明記すべきではないですか。	1	附記では、町に関心があり、将来的にまちづくりの担い手となることが想定される方を例示しています。 町外在住で町内に固定資産をお持ちの場合は、町に利害を有する方で、町に関心がある方とは異なります。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
19	条例案	第2条(用語の 定義) 第1号	町民には外国人を含むと解釈していいのですか。 また、例えば町外の方が町内のクラブ活動で河合町の施設等を利用されている場合は町民に含まれますか。	1	河合町のまちづくりに参加できる(してほしい)人たちを幅広く「町民」としています。 このため、外国人や町内施設利用者も町民に含まれることになります。 ただし、具体的な権利や責務、受益や負担が問題になってくる場合は、その内容に照らしてそれぞれの条例等(例えば町民投票条例等)で改めて範囲を限定する必要があると考えています。
20	条例案	第2条(用語の 定義) 第1号	町民の定義としては関心のある者も含めるが、町民投票等については除外することが明記されているため対象外とすることでよろしいのでしょうか。	1	具体的な権利や責務、受益や負担が問題になってくる場合は、その内容に照らしてそれぞれの条例等(例えば町民投票条例等)で改めて範囲を限定する必要があると考えています。
21	条例案	第3条(町民の 権利) 第1号	第1号中、「子どもから高齢者まで」の表現は要らないんじゃないですか。逐条解説書でも「町民一人ひとりの」と書いているのに、なぜあえて「子どもから高齢者」との使い方をしているのか、読んでいてちょっと違和感がありました。	1	第1号の「子どもから高齢者まで」の表現は、属性の一つである「年齢」を表すものです。 「年齢」と表現するよりも、広くすべての町民として捉えるイメージで、この表現としています。
22	条例案	第3条(町民の 権利) 第2号	第2号の「公正で自立した」、この自立したってどんな意味(意図)ですか。	1	地方分権一括法の施行に伴い地方公共団体は自らの判断と責任において、自主的、自立的な町政運営を進めることになりました。 ここでは、自らの判断と責任に基づく、自主的、自律的な町政を進めることを「自立した」と表現しています。
23	条例案	第6条(町民の 役割と責務) 第1項	第6条第1項の文言に、「お互いに尊重し合う」という文言を入れてもらえたらよりいいかなと思います。「自らの行動と発言に責任を持ち」、そこに「お互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加し」と、そのような文言があったほうがよりいいのかなと思います。	1	ご意見を踏まえ、「互いの活動を尊重し、認め合いながら、」の文言を追加します。 (町民の役割と責務) 第6条 町民は、持続可能なまちづくりのため、自らがまちづくりの主体であることを認識するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めなければなりません。
24	条例案	第6条(町民の 役割と責務) 第4項	第6条4項、「町民は行政サービスに伴う必要な負担をするものとします」の文言を入れた意図を教えてください。	1	第6条第1項では、町民が「まちづくりの主体」であることを位置づけており、同時に責任も併せ持つことを意味します。 このことから、第4項では、地方自治法の規定に基づき、町民は行政サービスを等しく受けることができる一方、その費用等を応分に負担すべきことを定めたものです。 内容は、逐条解説書19ページ下段で説明しています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
25	条例案	第7条(子どもの権利)	第7条、「子どもの権利」というタイトル、ほかの自治体では「18歳未満の町民のまちづくりに参画する権利」というタイトルのところがあります。子どもの権利よりもそっちのほうがいいのかなと思います。	1	第7条は、子どものまちづくりに参加参画する権利以外にも、健やかに育つ権利や、町民及び町の責務にも触れていることから、この表現としています。
26	逐条解説書案	第7条(子どもの権利)	「健やかに育つ(子育てができる)」を河合愛AI構想の子育ち・子育てという視点から「子育ち・子育てができる」に変更できないか。	1	河合愛AI構想では、「子育て・子育ち環境の充実」を重点施策の一つと位置づけ、積極的に推進しています。 子育てとは、大人目線で、子育ちとは子ども目線で、両方の目線に立って環境の充実に努めることが重要であることを示しています。 一方で、この条例第7条第3項は、町と町民の責務を規定しているので、「子育ち」の表現はなじみません。
27	条例案	第9条(情報の公開と共有)第1項	第9条第1項、「原則として公開しなければならない」の例外規定とは何ですか。他の法令等により制限されている場合は原則として公開しなくてもいいというのであれば、「法令等により制限される場合は除いて」等の表現があります。「原則として」だけではどうした場合が公開しなくてもいいのかわかりません。	1	情報公開については、「河合町情報公開条例」による手続きが適用され、条例の規定で開示をしない場合等が定められています。また、この条例以外にも、各種法令や他の条例等により制限される場合もあります。そのため、「原則として公開しなければならない。」との表現になっています。
28	条例案	第9条(情報の公開と共有)第2項	第9条第2項、「努めるものとします」という表現になっているんですが、情報の管理というのは特に大事なことであるため努力義務では困るんです。だから、情報の提供も任意とか、そういったことでは困るので、義務規定の表現に変えてください。「しなければならない」というふうな形で。	1	ご意見を踏まえ、義務規定として、「効果的に提供するものとします。」の表現に改めます。
29	条例案	第9条(情報の公開と共有)第3項	第9条第3項、「提供するものとします」ではなく、これもあくまで提供を努力するような表現になっているので、任意ではないので、提供しないときもあるのかなとこの表現だけでは思われるので、「しなければならない」というふうに変えていただきたい。	1	義務規定として、「提供するものとします。」と表現しています。
30	条例案	第9条(情報の公開と共有)第4項	第9条第4項、「努めるものとします」。努力義務じゃない。「努めなければならない」というふうな表現に変えてください。	1	町民と町の両方に関連する規定ですので、努力義務規定として、「努めるものとします。」と表現しています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
31	条例案	第9条(情報の公開と共有)	第9条、情報の提供については「努めるものとする」になっていますが、現在、広報紙は自治会に入っていない人には基本的には配布されません。情報を一番集約するのが広報紙と思いますが、それが必ずしも全町民に行き渡らない現状と条例の規定をどう理解したらいいですか。	1	広報紙は、広く町民の皆様には届けるべきものだと考えています。ただ、届ける方法は、現時点では町から各大字、自治会までが町の責務だと認識しています。 今後、情報の提供についてはいろんな手法等を検討する必要があると考えています。
32	条例案	第9条(情報の公開と共有)	9条第3項で規定することにより、広報紙を全住民に配ることの保障になります。配布方法については、今後もっと厳しく検討しないといけないと思います。	1	広報誌の配布方法については、大字、自治会の代表者である総代自治会長会でも問題意識を持っておられますので、今後も検討を進めてまいります。
33	条例案	第10条(個人情報保護)	個人情報の取扱いは、条例の規定を適切に解釈して運用することが大事と思いますが、情報を関係者間で共有するような注意事項とかの文言がないんですが、あえて、個人情報保護条例があるから省いたのか教えてください。	1	河合町個人情報保護条例の規定により適切に取り扱います。
34	条例案	第10条(個人情報保護)第2項	第10条第2項 個人情報を提供する際、本人の同意を取るのか。	1	災害対策基本法では、町が災害時要援護者名簿を調整することが義務付けられており、各大字自治会ごとの名簿は備え付けています。 しかし、災害時にはこの情報を開示することができますが、平時から情報共有するためには、本人同意が必要となります。 今後においては、本人同意を得るよう努めていきたいと考えています。
35	条例案	第10条(個人情報保護)第2項	第10条個人情報保護について、マイナンバーカードに対してNo等の取り扱いと災害時支援との連携等、どんなイメージを持っているのか。	1	平成25年の災害対策基本法の改正により、マイナンバーの利用対象に被災者台帳の作成に関する事務が追加されています。 国においては、東日本大震災以降、災害時の個人情報の提供や手書きによる収集の弊害等の課題を解決し、より簡便に情報管理を行うために、マイナンバーカードを活用した本人確認手段の導入が検討されていますが、今後、カードが普及した際に、ICTを活用した避難所業務の効率化施策等に活用を検討していく必要があるとしています。 なお、本町では被災者支援システムの導入を進めているところです。
36	条例案	第10条(個人情報保護)第2項	第10条個人情報保護 具体的に災害時の支援団体等とのイメージ等わかるようにお示ししては？	1	災害対策基本法では、災害発生時に自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)から事前に同意を得て、消防や警察等の行政機関、民生委員等、町社会福祉協議会や自主防災組織等の民間団体等地域で支援することができる機関等(避難支援等関係者)へ避難行動要支援者名簿を提供し、安否確認や避難誘導等々の支援につなげることを定めています。 今後、各種団体や避難行動要支援者への周知に努めます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
37	条例案	第5章(参画と協働のまちづくり)	第5章、参画と協働のまちづくりのタイトルに参加という言葉が入っていないのは何か意味がありますか	1	ご意見を踏まえ、「第5章 参加、参画と協働のまちづくり」に改めます。
38	条例案	第14条(審議会等への参加)第1項	第14条第1項、「町は重要な条例の制定」となっていますが、重要でない条例ってどんな条例ですか。一般的に重要だから条例をつくるのであって、重要でないなら条例を作る必要がないではありませんか。 この「重要な」という文言を削除して、単に「町は条例の制定及び改変及び計画の策定」という文面にしてください。	1	条例には、法令により制定が必要な条例と各地方公共団体の自治事務としての条例があります。第14条第1項の規定による手続きを、すべての条例の制定、改廃等に適用することはほぼ不可能なことから、「重要な条例」に制限しています。
39	条例案	第15条(町民公益活動)第3項	第15条の第3項で「必要な措置を講ずるよう努めるもの」というふうに書かれています。逐条解説のほう見ても、第3項で、主体性を尊重し、活動に応じて支援策を講じることを定めていますが、この「必要な措置を講ずる」とはどんな措置なのか。また、逐条解説の「支援策」とはどんな支援策か、具体的に書いていただきたい、表記していただきたい。	1	活動内容や設立経緯等により必要となる措置や支援策の内容は様々です。 情報提供や財政的な支援、まちづくりを進めるための人的支援、あるいは新たな制度や仕組みを設ける等、必要に応じた措置、支援を行っていく予定です。 具体的な内容は、この条例では明記できません。別に定めることになります。
40	条例案	第15条(町民公益活動)第3項	第15条の3項については、逐条の説明では「支援策を講じることを定めています」となっています。もうこれ「講ずるよう努めるもの」とします」じゃなくて「講じるものとする」にしてはどうかと思います。	1	すべての町民公益活動団体の活動に対して、行政が必要な措置を講ずることは困難ですし、活動内容や設立経緯等により必要となる措置や支援策の内容は様々です。 必要な措置を講じる講じないを含み、その内容等についてケースバイケースで検討しなければなりません。 そういう意味では、義務規定とすることはできません。
41	逐条解説書案	第15条(町民公益活動)【附記】	第15条【附記】の最下段「非営利性」は営利性ではないのか。	1	【附記】の後半部分は、「非営利」の意味等について説明しています。 非営利とは、収益を上げてはいけないということではなく、収益があがっても社員(会員)に分配しないことを意味し、収益は公益的事業(特定非営利活動に係る事業)のために使用されます。 また、団体の職員に適切な給与、報酬を払うことは、収益の分配ではなく、非営利性とは関係がないことから問題がないとしています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
42	条例案	第17条(住民自治の原則)	第17条、1項、2項、全部「努めるものとします」ですが、これをできたら強い義務規定に変更していただきたい。 その理由は、第6条の町民の役割と責務というところで「努めなければならない」と規定されているので、ちょっと整合性が取れていないのかなという感じを受けました。	1	第6条は、町民の基本的役割と責務を一般的に規定したものです。第17条は、「住民自治活動」に限定した規定ですので、強い義務規定にすると、活動に参加することを強制することになります。 また、第3項では、「自主的な住民自治活動」に対する支援等が義務化されることとなりますが、これは、実質的には不可能なことです。また、「自主的」な活動に対して支援等を義務化することは、その活動が行政の統制下に入ることを意味することになり、憲法第89条に抵触する場合があります。 日本国憲法 第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
43	条例案	第17条(住民自治の原則)第3項	17条第3項で「必要な措置を講じることができる」としていますが、必要な措置を講じない場合はどんな場合を想定されているのか。想定されている場合を逐条解説に表記していただきたい。 例えば営利企業とか特定の宗派とかいろいろあるかと思うんですけども、そういったところを書いていただきたい。	1	活動内容や設立経緯等により、必要となる措置や支援策の内容は様々です。 情報提供や財政的な支援、まちづくりを進めるための人的支援、あるいは新たな制度や仕組みを設ける等、必要に応じた措置、支援を行っていく予定です。
44	条例案	第18条(まちづくり協議会)	まちづくり協議会は「必要な事項は別に定める」とは、町長が定めるということでもいいのか。ほかの項目のところで明記しているところもあります。	1	「別に定める。」との条文については、この条例中では、誰が定めるかを明記した条文はありません。 一般的に、条例の規定に基づき、条例を施行するための手続き等は、規則、要綱等で定めることとなります。 この条例に基づく規則や要綱等は、執行機関が定めることとなります。なお、「条例」で別に定める場合は、議会の議決が必要となります。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
45	逐条解説 書案	第18条(まちづ くり協議会)	この協議会というのは、小学校区域ということは2つ ということになりますが、かなり広い範囲のものとして 考えているのか、権限等は別に定めるのか、予算等はど うなるのか、イメージを教えてください。	1	人材や資金等の資源を効率的に活用するためには、大字・自治会より も広域的な区域で、また、多様な意見をまちづくりに反映させるには、地 域のさまざまな主体が集まって地域の課題を話し合い、解決していく必 要があります。 そのために、今後の河合町のまちづくりの方向性として、「まちづくり 協議会」という仕組みを取り入れていくことを示しています。 しかしながら、地域により特性や課題が異なることから、協議会の内容 は、改めて規則や要綱等で定めることとしています。 今後、結成を予定している地域があれば、そこを中心として町全体で議 論を深めていくことになります。なお、まちづくり協議会の範囲は、一 度決めたら変更は困難ですので、町全体のバランスと町民の意向を踏ま えて設定する必要があります。その意味で町全体で(町民参加で)議論し ていく必要があります。
46	条例案	第18条(まちづ くり協議会) 第4項	第18条第4項で「別に定めるもの」と書かれています。 恐らくこれ何か、要項とか規則で決めようと思っておら れるのかもしれませんが、まちづくり基本条例をつくる のであれば、別に定めるというやつも条例で作成してく ださい。	1	まちづくり協議会に関する内容については、地域により特性や課題が 異なることからこの条例には定めず、改めて規則や要綱等で定めること としています。 一般的に、条例の規定に基づき、条例を施行するための手続き等は、規 則、要綱等で定めることになります。 なお、まちづくり基本条例では、原則的なことのみを定めています。
47	条例案	第18条(まちづ くり協議会) 第4項	「まちづくり協議会」は具体的な活動を行う上で重要な 団体である。 第18条第4項では別に定めるとなっているが、条例制 定と同時期に制定されるのか。	1	この条例では、まちづくり協議会についての基本的な事項のみを規定 しています。 具体的な内容については、まちづくり協議会を作ろうとする地域によ り、特性や課題が異なることから、地域の実情を踏まえて、別途定めるこ とになります。 今後、まちづくり協議会を作ろうとする地域があれば、そこを中心とし て町全体で議論を深める必要があるので、その後定めることになりま す。
48	条例案	第19条(大字及 び自治会等)	大字及び自治会の現状と今後の課題として、若い人と かで加入したくない人もおられる一方で、高齢者のほう も1人になったりとかで役もできないから逆に抜けると いうふうなケースも出てきているし、増える可能性もあ る。 そういう状況を認識したうえで、大字、自治会に対する 期待や役割について考えなければいけないと思う。	1	大字・自治会等の現状と課題として、少子高齢化や住民意識の変化等 に伴い、組織加入率の低下や役員のなり手がいないという、組織存続の条 件を欠く事態に追い込まれようとしています。 本町においても、加入率が減少傾向にあることから、総代・自治会長会 では、現在未加入者への啓発を重点的に行っています。 今後もこの傾向が好転することは見込めないことから、今後の河合町 のまちづくり(コミュニティ政策)の方向性として、第18条で、「まちづ くり協議会」という仕組みを取り入れていくことと、その大きな枠組みを示 しています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
49	条例案	第7章(生涯学習及び文化のまちづくり)	第7章、生涯学習及び文化のまちづくりという規定はあまり見たことがありません。 社協とか教育大綱の中に本来含めていくべきもので、あえてこの条例の中に入れないといけないのか疑問です。	1	まちづくりは学びから始まります。また、町民による公益的な活動も、地域課題、社会的課題を学ぶ中からその解決に取り組む動きが生まれてきます。その意味でも、生涯学習の役割は大きいと考えこの条例に盛りこんでいます。 文化についても、国の「文化芸術基本法」に規定されているように国民の基本権です。 このため、生涯学習及び文化のまちづくりを条例化しています。 また、生涯学習や文化のまちづくりを定めた条文は、全国的には珍しい項目ですが、河合町のまちづくりには欠かせない視点であることから条例化したもので、河合町らしさがここにあるといえます。
50	条例案	第21条(文化のまちづくり)	文化の町であるが、歴史的な研究をする人材(町職員、ボランティア)はいるのか？	1	本町では、現在、生涯学習課に考古学を修めた職員を課長として配属、さらに、令和3年度に考古学担当の学芸員を採用する等、人員配置の充実に努めています。 また、河合町観光ボランティアガイドの会や河合町郷土を学ぶ会によるボランティア活動、さらに、パートナーフェローとして、「河合町史跡&古墳巡り『御墳印帖』プロジェクト」に篆刻作者にボランティア協力していたなど等、活動の範囲が広がっています。
51	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第1項 第23条(町議会議員の役割と責務)第1項	信託という言葉はあまり我々使っていない。議会の場合は町民の負託という言葉が妥当だと思います。	1	選挙で直接選ばれた町議会議員にとって、町民から任せられたことは「信託」なのか「負託」なのか、いろいろな考え方が示されています。 そのため、「負託」「信託」との言葉ではなく、「選挙で直接選ばれた」との表現に改めます。 (町議会の役割と責務) 第22条 町議会は、法令の定めるところにより、選挙で直接選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する議事機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。 (町議会議員の役割と責務) 第23条 町議会議員は、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければなりません。
52	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第1項	議員が町政の間違いを行政に指摘することをもっと強く書いてください。	1	条例第22条(町議会の役割と責務)第2項では、町議会が町政の監視機能を持つことを明記しています。 また、河合町議会基本条例第15条第1項では、議会が町長等の事務執行についての監視及び評価を行うことを定めています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
53	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第2項	河合愛AI構想は26条の最上位計画では、それなら22条に基づき議会の議決が必要です。	1	総合計画のうち基本構想部分は、平成23年5月の地方自治法の改正により、計画の策定や議会の議決の義務付けは廃止されており、本条例第22条でも基本構想については議決事件ではありません。 しかし、町政運営の重要な計画であることから、令和4年7月に河合町議会基本条例が改正され、議決事件として「総合計画の基本構想及び基本計画」が位置付けられました。 今後、河合愛AI構想の改正等を行う場合は、河合町議会基本条例第21条の規定に基づき、議会の議決を得て運用することになります。
54	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第3項	「認定等」の等は、議会基本条例を踏まえてのことか。	1	議会における議決事項は、地方自治法第96条に規定されています。 また、河合町議会基本条例第 21 条では、「議会は、行政運営の監視機能を強化するため、地方自治法第 96 条第2項に基づき議会の議決すべき事件を条例で別に定めるものとする。」とあり、議会基本条例を踏まえたものです。
55	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第5号	開かれた議会運営ということで、例えば河合町の議会というのはこういう段階にあるとかレベルにあるとか、一定の最高規範としてそういう評価できるような意味合いを準備しているようなものなのか、それともこれは、単に呼びかけで、そのことは議会独自で基本条例に基づいて考えなさいよというような、そういう意味合いなのか確認したい。	1	この条例や河合町議会基本条例に基づき、町議会も行政も、保有する情報の共有や会議の公開等について、それぞれが努めるということです。
56	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第6項	討論というのは特定の場でお互いの意見を戦わしていることを意味して、我々がよく使う討論は、意見を交わすだけでなく、いろいろな検討を重ねていくことで最終的に何かしらの結論や決議に結びつけようというふうな意味合いがあるんです。だから、ここは「討論」じゃなくて「討議」という表現のほうが適切かなと考えます。	1	河合町議会基本条例では、「第23条 議会は、議員相互の討議を基本に運営するものとする。」となっているので、ここは「討議」に改めます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
57	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第6項	「町議会の会議は討論を基本とし、議決に当たってはその議決責任を深く認識し、町民に対して説明する責任を有します」。理解はしているんですが、一番大事なことは議決までに至った意思決定や過程を、その妥当性を住民に知らせるのが議会の責務と考えますが、そのような文言がありません。 この点ちょっと審議会でどのように話し合われたのか教えてください。	1	逐条解説書案33ページで、第6項の説明として、「町議会は、政策課題についての討論を基本とした会議進行を行い、議決(意思決定)過程やその妥当性を町民に分かりやすく明らかにすることを定めています。」と明記しています。
58	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第7項	町民から議員に意見を言う機会がありません、議員がもっと町民に声をかけてほしい	1	第22条(町議会の役割と責務)第7項では、町民参画の推進のため必要に応じ議会報告会を開催する等、町民との対話の場を設け、広く意見を求めることを定めています。 また、河合町議会基本条例では、第4条で、町民の意見等を町政に反映させるため町民参加を進め、町民に開かれた議会運営を行うことを議会活動の原則としています。 さらに、第13条で、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うことができることや、第14条で請願及び陳情を町民による政策提案として取り扱うことができることを定めています。
59	条例案	第23条(町議会議員の役割と責務)第2項	選挙の時の公約をもっとフォローするようにさせてください。	1	第23条(町議会議員の役割と責務)第2項では、町議会議員に対して、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明すること、また、積極的に政策提案を行うことを定めています。 また、河合町議会基本条例では、第7条で町民の意見を把握し、計画、施策及び事業の立案及び提言を行うよう努めることを定め、第12条で議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信を規定しています。
60	条例案	第24条(執行機関の役割と責務)見出し	町長ではなく「執行機関」としている理由は何か。また、第8章に執行機関とあるが、用語の定義では執行機関は町長だけではなく意味合いがわかりにくい。	1	第2条では、執行機関を、「町長を含む町の行政事務を執行する機関」と定義しています。 第24条の見出しでは、定義に基づき執行機関としています。また、条文の内容は、執行機関の代表である町長に対する役割と責務に関する規定のため、町長の表現を使っています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
61	条例案	第9章(町政運営)	第9章、町政運営に「財産管理」と「行政組織」を入れていただきたい。	1	ご意見を踏まえ、行政組織については、第24条(執行機関の役割と責務)の第4項に条文を追加します。 また、財産管理については、第27条(財政運営)に第3項を追加します。 ①行政組織 (執行機関の役割と責務) 第24条 4 町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努め、町民に分かりやすく機能的で効率的な組織体制を整備し、組織の横断的な連携調整に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければなりません。 ②財産管理 (財政運営) 第27条 3 町長は、町が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、その状況について分かりやすく公表するよう努めなければなりません。
62	条例案	第9章(町政運営)	「町政」の定義がなく、意味合いがわかりにくい。	1	「町政」とは、町が行うすべての施策・まちづくり事業・業務を言いますが、町民の方にはよく理解されているものと考えられますので、あえて定義はしていません。
63	条例案	第9章(町政運営)	第9章に「行政組織」の条文を入れない理由は何か。	1	この条例については、河合町にふさわしい内容とするべく検討を加えてきましたが、同時に、複雑な条例にならないように、あれもこれも条例に盛り込むのではなく、本町に必要なものを選び、スリムな条例とすることも併せて検討しました。 第24条(執行機関の役割と責務)第4項では、町長の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努め、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めることを定めています。 行政組織は、この効率的かつ効果的な行政経営の基盤となるものと認識していますが、あえて条文は設けていませんでした。 なお、ご意見を踏まえて、第24条執行機関の役割と責務の第4項に文言を追加しました。 (修正後の第24条第4項については、意見番号61番をご覧ください。)

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
64	逐条解説 書案	第26条(総合計 画)	意見1 逐条解説で基本構想は議会の議決は要らなくなったことや河合愛AI構想について書いていますが、臨時議会で議会基本条例の改正で、総合計画や都市計画マスタープラン等は、全部議会の議決が必要になるという条例改正を行うので、この説明は抜いたらどうですか。 意見2 7月臨時議会で、河合町議会基本条例に議決事項として総合計画が位置付けされたことを追加する必要はないのか。	2	令和4年7月臨時議会で議会基本条例が改正され、総合計画の基本構想及び基本計画が議決事件となったことから、次のとおり改めます。 (逐条解説書案 37ページ説明 抜粋) 総合計画のうち基本構想部分は、従来は地方自治法により策定が義務付けられ、議会の議決も必要でしたが、平成23年5月の法改正により義務付け等は廃止されました。 しかし、町政運営の重要な計画であることから、令和4年7月に河合町議会基本条例が改正され、議決事件として「総合計画の基本構想及び基本計画」が位置付けられたことから、議決を経て総合計画を運用することになりました。 なお、河合町では、令和2年にそれまでの「河合のまちの夢ビジョン」を礎として、まちを元気にするサイクルを生み出すための「河合愛AI構想」を策定し、河合町の総合計画と位置づけて推進しているところです。
65	条例案	第27条(財政運 営)	第27条、タイトルを「財政運営の基本方針」に改め、第1項の文中、いわゆる地方自治法の文言そのまま「最少の経費で最大の効果を上げられるよう」というふうに書いておられますけれども、この文言って今の時代もう時代遅れになってきているというか、もうみんな知っているから、あえてここはもう抜いてもいいのかなと思います。	1	自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要で、地方自治法では、地方公共団体の事務処理に当たり「最少の経費で最大の効果」をあげなければならないと規定しています。 本町の行財政の健全化を進めるうえで、この基本的な考え方は、常に意識しなければならない重要なものです。
66	条例案	第27条(財政運 営)	河合町にとって一番重要なのは財政運営です。 中長期的な財政見通しの作成とか、そういった計画を公表するといったような文言は検討されなかったのですか。	1	ご意見を踏まえ、第27条財政運営で、先に追加した「財産の管理」に加えて、「財政収支見通し」を明記します。 (財政運営) 第27条 3 町長は、社会経済情勢の動向などを踏まえ、中長期的な財政収支見通しを作成し、公表するよう努めなければなりません。
67	条例案	第29条(法令遵 守及び公益通 報)	第29条第5項「公益通報に関して、必要な事項を別に定めます」。逐条解説では河合町法令遵守推進要綱というふうに書かれていますが、要綱というのはあまり法的拘束力がないので、これも基本条例の制定に伴って条例をつくっていただきたい。	1	河合町法令遵守推進要綱は、町政運営にとって重要な要綱であることから、他の条例、規則等と同様に、河合町例規集に掲載し、公表しています。 ご意見は今後の課題とさせていただきます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
68	条例案	第30条(説明責任及び応答責任)	第30条、「説明責任及び応答責任」、これ応答責任という言葉もあり私聞いたことはありません。説明責任と応答責任を2つ条文分けてください。 応答責任は、意思形成過程の明確化というふうなタイトルもあり得るのかなと思います。ほかの自治体では意思決定の明確化の規定というふうな形でタイトルとして応答責任のこと書いているところもあります。	1	第1項で、町政運営の情報を、町民に分かりやすく説明することが町の責務であり、これを「説明責任」としています。 また、第2項では、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等に対して、町が誠実に応答すべきことを定めており、これを「応答責任」としています。 他市町村では「広聴応答義務」としている団体もあります。
69	逐条解説書案	第31条(広報広聴、パブリックコメント)	31条、パブリックコメントについては、令和3年9月議会でパブリックコメント手続条例制定を求める決議が、全議員賛成で採択されたにもかかわらず、説明では要項や計画等で定めるとなっています。	1	令和4年9月議会で「河合町パブリックコメント手続実施条例」が可決、施行されたことから、逐条解説書案を下記のとおり改めます。 (逐条解説書案 説明 抜粋) パブリックコメントの実施方法については、河合町パブリックコメント手続実施条例(令和4年9月条例第21号)が定められており、この条例による手続さが適用されます。
70	条文	第32条(行政手続)	32条、行政手続の説明では、事務処理の基準、いわゆる標準処理期間のことを書いていると思うが、例えば道路占用の許可とか、申請後何日以内に処理しますとかの規定は設けられるのかどうか。また、一覧表等作るのか。	1	行政処分、行政指導等に関する手続きについて、それぞれの根拠となる法律、条例、規則等で規定する審査基準や標準処理期間等を取りまとめた一覧表の作成について、今後検討します。
71	条例案	第32条(行政手続)	「執行機関は」となっていますが、「執行機関とは町長及び含む町の行政事務を執行する機関」と定義づけされていますが、この条文では執行機関と言わずに、町長はこの表現でいいのではないかと。また、先の第24条「執行機関の役割と責務」でも、「町長の役割と責務」としたほうが分かりやすいのではないかと思います。	1	審議会でも「執行機関」か「町長」かの議論がありましたが、第2条の定義によれば、執行機関という表現になります。 審議会では、もともと「町長の役割と責務」となっていたものが、最終的には第2条の定義に従い「執行機関」に修正されています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
72	条例案	第33条(行政評価)	意見1 第33条第2項、行政評価の結果について書いていますが、行政評価は誰がするのか、この文面からでは読み取れない。 行政評価は公平中立の立場からやっていただく必要があるので、町民及び専門知識を有する者による評価を行うとか、そういった内容を第3項を設ける等して明記していただきたい。 生駒では「市長は市民及び専門的知識を有する者による評価を行う等、常に評価方法の改善に努めなければならない」という内容を行政評価の第3項に設けています。 意見2 第33条に「町民の意見を聞く」という文言をなぜ入れないのか。	2	ご意見を踏まえ、第三者の意見を聞く等、評価方法の改善に取り組むことを明記します。 (行政評価) 第33条 3 行政評価を行うに当たっては、必要に応じて町民及び専門家等の意見を聴く等、評価方法の改善に努めなければなりません。
73	条例案	第34条(外部監査)	第34条、外部監査では、「必要に応じて」と書かれていますが、令和2年と3年に個別外部監査の議員発議が採択されましたが、行政は全然やる気がない。 議会の議決があれば絶対やるとか、そういった文言をここに規定する必要があるんじゃないですか、また、誰が判断するのかということ、町民も提案できるのかどうかもここに書いてください、逐条解説では分かりません。 それと、この条例、ここにうたわれているにもかかわらず、もし行政がしなかった場合、どうされるのかも逐条解説にうたっていただきたい。	1	個別外部監査制度は、次の①～⑤の場合に、住民、町議会または町長から、通常の監査委員による監査に代えて個別外部監査を行うことについての請求(要求)があった場合に、町と契約した個別外部監査人(弁護士、公認会計士、税理士など)が監査を行う制度です。 契約を締結する場合は、監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決が必要です。 ① 直接請求による監査 ② 議会からの請求による監査 ③ 町長からの要求による監査 ④ 町が財政的援助を与えているもの等に関する監査 ⑤ 住民監査請求による監査 1 町民(住民)の皆さんは、①と⑤の監査を請求する時に、監査委員の監査に代えて個別外部監査による監査を請求できます。 個別外部監査の請求があった場合、常に外部監査が実施されることにはなりません。 外部監査を実施するか否かについては、①、③、④の場合は議会の議決が必要です。 また、⑤の場合は、監査委員が判断することになります。 議会が否決した場合や監査委員が個別外部監査によることが相当でないとは判断した場合は、従来の監査委員による監査を行います。 ②の場合は、そのまま外部監査となります。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
74	条例案	第36条(町民投票)	2項「請求があり、当該条例が議決されたとき」とは、町長が条例案を提案し議決されるという意味合いで理解したらいいか。また、3項で「別に条例で定めます」とは、2項で制定された条例を指すのか、関係を確認したいと思います。	1	町民投票を行うためには、「町民投票条例」の制定が必要になります。 第2条では、町民が、地方自治法第74条の規定に基づく直接請求によって「町民投票条例」の制定を町長に求めることができる場合の手続きを書いています。 有権者の50分の1以上の者の連署により「町民投票条例」制定の請求があった場合、町長は、請求代表者から請求のあった町民投票条例案に意見書を添えて議会に提出し、議会で可決すれば条例が公布され、町民投票が実施されます。 第3項では、町民投票条例に定める内容を書いています。
75	逐条解説書案	第36条(町民投票)	町民投票ということで、逐条解説書44ページの付記には、「河合町の住民のうち、河合町選挙人名簿に登録された者に限る」とありますが、外国人はできないという解釈でいいんですか。	1	地方自治法の規定に基づきこの条文を定めています。 第36条2項による(地方自治法による)町民投票条例制定の直接請求ができるのは、河合町の有権者に限られ、外国人は直接請求できません。 ただし、町民投票での外国人の投票については、町民投票条例案に外国人も投票可能という条項があり、それが議会で議決された場合は、可能になります。
76	逐条解説書案	第36条(町民投票)	逐条解説書第36条の【説明】で、「町民投票は、町民を二分する可能性がある等町民相互の関係性にも大きな影響があり、また実施には相当なコストを要するため、慎重に実施を検討すべきものです。」 この表現では、心理的に制限をかけて住民投票にネガティブな印象を与えているように思えます。 確かに関係性に影響を与えたり、コストが掛かったり、慎重に検討というのはわかりますが表現を変えた方が良いと思います。 難しいのならばカッコ書きで「請求を不当に制限するものではありません・住民投票の請求は町民の権利であることは言うに及びません」等々の制限をかけていない旨の注釈を入れるのが良いのでは？	1	町民投票は、町政運営上の重要事項について、直接、町民の意思を確認するものですが、すべてのことについて町民投票を行うわけではありません。 町の将来を左右し、町民一人一人の意思を確認する必要に迫られた際の最終手段としてのみ実施されるべきものです。 また、実施に当たっては、町民、町議会、町長の各主体間における十分な議論を行った上で実施することが必要であり、制度の濫用は抑止する必要があります。 このことから、逐条解説書案では慎重に実施を検討すべきと表記しています。
77	逐条解説書案	第36条(町民投票)	下から3行目の「住投投票」は町民投票ではないのか。	1	ご意見を踏まえ、「町民投票」に修正します。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
78	条例案	第11章(連携)	第11章には、これからの時代、国際交流が大事なので、国際交流及び多文化共生というふうなタイトルの何かを設ける必要が出てくるかなと考えます。	1	11章では広域連携について規定しているので、章名は連携としています。 「多文化共生」「国際交流」の主旨は、第3条基本理念及び第4条基本原則に盛り込まれていると考えていますが、今後、この章に新たな条文を追加する必要が生じた場合等に併せて、章名の変更を検討します。
79	条例案	第37条(広域連携)	地方分権以降立場はほとんど対等と思うので、37条1項に「対等な立場」という文言を入れていただきたい。	1	ご意見を踏まえ、「対等な立場で、」の条文を追加します。 (広域連携) 第37条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と対等な立場で、相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。
80	条例案	第37条(広域連携)	福祉課題等の取り組みに関して、大学等との連携はあるのか	1	河合町の諸課題の解決や将来の方向性等を、学生の力を借りて、ともに解決に向けた検討を行うために、現在、帝塚山大学と連携しています。さらに、今年9月28日には、畿央大学とも連携協定を締結しました。畿央大学には健康科学部があることから、福祉課題への取り組みが期待できるものと考えています。
81	逐条解説書案	第38条(自治の最高規範)	条例には法的な上下関係はなく並列ですといいながら、このまちづくり条例を「優位性を担保しています」との表現が、ちょっと引っかかる。	1	ご意見を踏まえ、表現を改めます。 【附記】 条例には法的な上下関係はなく並列ですがこの条例は、町民と町が町政やまちづくりの基本ルールとして認めることによって、最高規範性を担保しています。
82	条例案	第38条(自治の最高規範)	「最高規範」は誤解をまねく表現ではないですか？先ほどの回答でもわかりづらいです。	1	日本国憲法がすべての法規の最上位であることは憲法第98条に規定されています。また、地方公共団体の定める条例の根拠となる憲法第94条、地方自治法第14条にも、条例の上下関係の規定はなく、各条例の関係は並列となっています。 しかし、河合町の町政運営の基本的なルールを定めるのが、このまちづくり(自治)基本条例です。 そのため、この条例は、本町の条例体系の基本となる規範として位置付けられ、他の条例、規則等の制定や改廃を行う際には、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。 このことから、この条例を河合町の自治の最高規範と位置付けています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
83	条例案	第40条(運用)	40条で、条例が実際町の中で生きているかどうかをチェックする役割として基本条例推進委員会というのをつくるとなっていますが、どれぐらいのサイクルを想定しているのか。また、チェックし評価するための基準はどうなっているのか。	1	推進委員会の、組織形態やどういう形で審議を行うのか等につきましては、委員会の設置条例が必要になってくるので、その条例の中で説明してまいります。 一般的には、町の各々の条例の現状や方向性等を取りまとめた推進計画を策定し、推進委員会に諮る。そして、その実施結果に基づき、町は毎年、実施状況報告を委員会に諮り、公表していくという形で進行管理をしている事例が多数あります。
84	条例案	第40条(運用)	この条例を、町職員が全員把握して、町民と接することができるかが非常に大きな問題としてあると思います。内容の理解度を上げるための方策はしっかりと時間をかけてやらないと、町民への説明もできないし、実際に運用していくことができないと思います。	1	町職員への研修に努めます。
85	条例案	第40条(運用)	基本条例は、つくった後の活用が重要。進捗管理はどこがするのか。	1	進捗管理は新たに設置する推進委員会で行うことになります。事務局については、現時点では未定です。
86	条例案	第40条(運用)	議会での進捗等は説明責任として、どのように情報発信されるのか。	1	この条例の進捗管理は、第40条に定める第三者機関として推進委員会を新たに設置して行うことになります。 推進委員会の組織形態や審議内容等につきましては、現時点では未定ですが、一般的には、町の各々の条例の現状や方向性等を取りまとめた推進計画を策定し、推進委員会に諮る。そして、その実施結果に基づき、町は毎年、実施状況報告を委員会に諮り、公表していくという形で進行管理をしている事例が多数あります。 当然、推進委員会の審議結果は公表し、町議会とも情報の共有を図ります。
87	条例案	第40条(運用)	進捗状況を定期的に開示してほしい。	1	条例の進捗管理は、推進委員会を新たに設置して行うことになります。推進委員会の審議結果は公表し、町議会とも情報の共有を図ります。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
88	その他		条例案の文面はほとんどが精神論で河合町の今後に向けた「具体的な目標」が表現されていないため条例の実効性が期待できません、	1	この条例では、まちづくりや行政運営の基本理念や基本原則を定め、それに基づいた町民・町の権利、責務、行動の方向性を定めています。 その意味で、「理念条例」と言えるかもしれません。 しかし、この条例の理念・原則に基づき、様々な計画や、条例、規則等が作られることになるため、具体性、実効性は順次担保されていきます。 河合町のまちづくりの方向性や具体的な施策は総合計画(現「河合愛A I構想」)において定められています。
89	その他		【1】まちづくりの基本姿勢について 1. 将来目標のなかで「経済」「住民モラル」「町 職員モラル」をはっきり示すことを規程する。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。
90	その他		【1】まちづくりの基本姿勢について 2. 河合町の経済の立て直しのために、財政健全化を果たすための道筋とタイムスケジュールをはっきり示す。 基本となる税収の確保に資する産業(河合町が自ら積極的に推進できる産業)を定め、町として支援するルール作りが必要。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。
91	その他		【1】まちづくりの基本姿勢について 3. 住民の義務、モラルを条例に盛り込むことは反対ではないが、精神論を条例に盛り込むことの実効性は疑問。むしろ、新しい産業創設への協力要請と、協力者へのプレミア創設のほうが現実的。	1	「基本理念」や「基本原則」は単なる精神論ではなく、河合町のまちづくりの方向を示すものであって、町のさまざまな計画や条例はこれに基づくものとなりますので実効性は法的に保たれます。 ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。
92	その他		【1】まちづくりの基本姿勢について 4. 町職員のモラル向上、資質向上 町職員の「自発的行動」に必要な行動指針を明確にする。(義務と報奨制度の創設) 町職員の研修制度、勤務査定制度、住民からの評価制度の検討(将来) 職員の行動のスピード不足の解消、住民サービス精神の欠如解消。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。 なお、職員の育成については、第24条(執行機関の役割と責務)4項に、町職員の責務、心構え等については第25条(町職員の役割と責務)に記載されています。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
93	その他		【2】具体的な方向性の提案 1. 経済の基本への提案 税収対策として既存の企業を誘致することに目が向か がちですが、規模の大きなお店とか、工場を誘致するこ とは、敷地、交通の利便性等を考えて、企業に魅力を感じ させるポイントは河合町にはほとんどありません。 一方、河合町の欠点とされている“高齢化”(但し健康 寿命は長い)は、これを欠点と考えず、むしろ高齢者にも 快適な生活チャンスを提供する新しい高齢者ユートピア を創設する！といった逆転発想が出来る“下地“と考 えることができます。 この状況化で河合町の独自の新しい産業振興として最 優先でき、また現実的に実施可能な産業は「農業」です。 農業のインフラは新しく構築するまでもなく凡そ整っ ています。整備は必要ですが、積極的な目標と後押しさ えあれば、また目標期日を十分長く設定すれば、一番実 現可能な産業です。 主な作物を何にするかは、長期的な視点で選定する必 要があります、またこの産業を賄う人手を、どうやって 揃えるかも大きな施策の一つです。これも河合町行政 の支援のありかたとタイムスケジュールで次第で集める ことができるでしょう。 今、世界は食料問題が非常に重要でかつ早急に解決策 が必要とされています(今後ますます重要性が増すこと でしょう)農業は将来非常に重要な産業としてクローズ アップされてきます。 すでに若者の中でこの農業という道に目標を定め、行 動開始している者がかなりいるようです。 農業の技術革新も進んできております、今後政府も もっと新技術への支援策が充実されるはずだと私は 思っております。 この時代を先取りした支援策と具体的なサクセスプラ ンに取り組むことを掲げ、河合町の将来と位置づけたい えで、この趣旨を盛り込んだ条例とすべきです。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
94	その他		【2】具体的な方向性の提案 2. 町職員の研修制度、勤務評価制度の導入 管理職研修、新入職員研修、による活性化と積極的な民間会社経験者の積極的な採用。 町職員の資質向上は何より必要な要件です、これの不足が現状の町政の不活性状況を生んだ根源ではないかと感じています。民間の活力導入ないし、これに準じた活性化策も必要です。 町職員の中だけでいたら世間の動きに疎くなっているはずです。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
95	その他		【2】具体的な方向性の提案 3. 河合町住民に期待する自主的な行動の足並みの揃え方 河合町を挙げて将来の河合町の目標にまい進するには町民全てが趣旨に賛同し、それぞれの立場で協力できるようなコンセンサス作りが必要です。 農業を合言葉にするうえで、将来の河合町における農業の経済的な芯になる作物の設定が重要です。 この作物の一つとして提案があります。 作物案を考えるのに、スローガンとして「健康寿命日本一の町作り」はいかがでしょう。 このスローガンを実現するための作物！というのが最も町民をその気にさせ得ると考えます。 シンボリックな作物には、健康を助ける、サプリメント食品が考えられます。ただベースに日常的に食する食事としてメインになる作物も当然必要です、この議論は別途考えます。 私は今、通称「十薬」一般名称は「どくだみ」を栽培して、自分でドクダミ茶を毎日飲んでいます。このような健康食品を生産し、町民全員が服用するという施策はいかがでしょう。 健康食品には通販でおなじみのサプリメントは高額で、全町民に常時服用を推奨するには無理があります、そこで、安価に無理なく栽培できるドクダミだけでなく、ニンニクやウコン、ブルーベリー、といった作物が考えられます。ニンニクは単に調理に使用する調味料としてだけでなく、黒ニンニクにして町民に安価に購入機会を提供する、こんな方向はいかがでしょう。 実行するための体制を築くことは何より重要かと思えます(全ての町民というのは言い過ぎですが、かなり多くの町民の協力が望めます) このための体制づくりはまだ良いアイデアありませんが、今後推進メンバーで出し合えばと思います。 皆が“なるほど”と思ってもらえる具体的なプランがあれば可能ではないでしょうか。 農業こそが、河合町の未来を明るくする！という道筋を理解してもらえるストーリー、と具体的手段の明確化が足並みを揃え実現させるメインキーです。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
96	その他		【2】具体的な方向性の提案 4. シンボル作り 健康寿命日本一の町作り、というキャッチフレーズはこれに直結する作物を選定し、これに皆が納得してもらえることが重要です。 3. 項で2～3品目の例を挙げましたが、もう少し大勢で意見を出し合えばもっと皆をその気にさせるアイデアが出てくることでしょう。 出てきた中でシンボル作物を特定し、PRの主体にしたらいいかと思います。(〇〇の河合町！と)	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。
97	その他		【3】最後に 1, 奈良県へのプラン提示と資金援助獲得 新しい河合町に脱却するための施策であっても必要な資金と技術供与が不可欠です。 資金は当然として、新しい農業技術とその指導を受けることで、高齢者でも継続可能な生産体制づくりの方向が決められます。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。
98	その他		【3】最後に 2. アイディアと実行作業部会 今までは農作業は高齢者には“無理”、また農業の未経験者に農業は“無理”といった風潮が強いはずですが、これを一掃するのが新しい技術です、アイデアです。 いままでの稲作を中心とした農業に加えて新しい、工業的な技術を取り入れた生産方法の取り入れこそ農業の将来の希望です。 この新しい生産方式の創出も町民、特に在来農家の知恵の大切ですが、全くの農業素人の意見やアイデアも重要です、素人？も加えた推進、作業部会のもとで作業すべきです。 部会の構成は自発的に手を挙げた方だけでなく、色々なアイデアを持っているあまり積極的でない方もむりやり加えるのが良い方法だと思います。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
99	その他		請願が町議会で採択後、ワークショップの開催が1回、タウンミーティングが実施されなかったのは残念であったが、来年4月の条例施行に向け引き続き情報の公開をしてほしい。	1	令和4年度のタウンミーティングは、7月末から8月当初に町内2か所で、多くの世代の方が参加しやすいように曜日や時間にも配慮して準備を進めていましたが、コロナ・オミクロン株の感染急拡大の中、やむを得ず延期となり、9月23日に参加者を限定して開催しました。 今後も、タウンミーティングやワークショップ等を活用し、情報の公開と啓発を進め、町民の皆さんが、この条例についての理解を深め、自ら行動に移していただけるよう努めます。
100	その他		町民側の条例に対する認知度は皆無と思われることから、中止になったタウンミーティング等を通じ周知が必要である。	1	条例施行前だけではなく、条例施行後も、引き続いて、タウンミーティングやワークショップ等を活用し、情報の公開と啓発を進め、町民の皆さんが、この条例についての理解を深め、自ら行動に移していただけるよう努めます。
101	その他		町民の多くは、過去から色々な意見、要望等を役場に言ってきたと思われるが、「検討します」等で先に進まず、何を言っても一緒だということを耳によくする。 できない理由を言う前に、どうすればいいのかということを行動で示さない限り、条文はただの紙切れになってしまう。役場は意識改革の覚悟はあるのか、	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。 なお、第30条第2項では、「町は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければなりません。」としており、町の応答責任について明記しています。
102	その他		河合町立図書館の存続と、より有効的な運営を望みます。 まほろばホールの閉館に伴い、図書館がなくなるのではないかという危機感が住民の中にあります。 第20条(生涯学習とまちづくり)で、「町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。」と規定されています。また、第3条(基本理念)では「次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまち」をつくるとあります。図書館のない町は誇れる町とはいえません。 新しい図書館になるのであれば、町民が利用しやすい場所をお願いします。また、存続が可能になったとしても、さらに魅力的な図書館にする必要があります。 未来の町の発展を担う人材の育成、持続可能なまちづくりの施策として、図書館の存続と効果的な運営を、切なる願いを持ってご提案申し上げます。	1	河合町では、今後第20条(生涯学習とまちづくり)、第21条(文化のまちづくり)に基づき文化のまちづくりを進めて行きます。 ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。

意見 番号	意見内容				意見等への考え方
	区分等	該 当 条 項	意 見 要 旨	件 数	
103	その他		第20条(生涯学習とまちづくり)から、以下を提案します。 ・ 現河合町立図書館の設備改善と存続の提案 空調設備の改善 学習室へのアクセスの悪さの改善 スペースの区分け 子育て世代から、そこで学び育つ子ども達、町内に住むすべての町民の文化及び生涯学習の支えとなるように、提案の少しでも取り入れてくだされば幸いです。	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。
104	その他		図書館は必ず残してください。 基本条例第7章(第20条、第21条)に、「町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。」とあります。 その学習する材料、場所として図書館は必要です。 まほろばホールを売却するにあたり、図書館も、となっても、場所を変えてでも図書館を存続させてください。 未来に羽ばたく子どものため、働き盛りの青年、壮年のため、そして趣味、楽しみとしてあらゆる世代の人々のために！	1	ご意見は今後の町政運営等の参考とさせていただきます。
105	その他		多くの資料を事前に参加者へ送付すべき。	1	町民参加では事前に討議資料を送付する等の情報提供のあり方が大切になってきます。 いただいたご意見を参考に、今後はこのような意見交換の場への参加の事前に、資料に目を通していただけるような対応に努めます。